

こども理解を深めるためのカウンセラーと 協働した教育相談活動への一考察

— スクールカウンセラー、保育カウンセラー、多機関との連携 —

A Study on the Educational Counseling That Collaborated
with a Counselor to Deepen the Child Understanding

石川悦子
ISHIKAWA, Etsuko

Abstract

Within complicated and diverse society, the problems faced by infants, children and students are also diversified, including but not limited to non-attendance at school, problem behaviors such as bullying and violence, children's poverty, children abuse and developmental disorders. In view of these serious situations, in recent years, several laws or regulations related to children's support have been established and enforced. It is important to improve the schools' function by establishing a "team school" system in which schools and faculty members collaborate and share the roles with professional staff from psychology, social welfare and so on.

In this paper, we will overview our efforts so far from introduction of school counselor, along with the trend of the number of deployment, and then clarify the actual state of the support system carried out by each prefecture. Furthermore, in order to deepen understanding of children and enhance support, we will introduce case examples where faculty staff, school counselors (SC) and school social workers (SSW) cooperate each other at the educational site. Based on all above, it is aimed to make recommendations on future team correspondence together with consideration of the points to be noted about support putting children at the center of.

キーワード：こども理解、教育相談、スクールカウンセラー (SC)

I 問題と目的

複雑化、多様化する社会において、幼児・児童・生徒が抱える課題も、登園渋りや不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待、発達障害に関わる問題など困難化・多様化している。小・中学校の不登校児童生徒数は依然として高水準で推移し、いじめが背景にあると考えられる自死も跡を絶たない。これらの深刻な状況を背景に、近年、子どもの尊厳を保持するための法律が複数成立し施行されている。その代表的なものが、「いじめ防止対策推進法」(2013)、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(2014)、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(2016) などである。そして、各法の基本方針のなかに、教職員及び心理や福祉等の専門家間で情報共有など必要な措置を図ることの重要性が明記されている。

具体的には、上記「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の不登校児童生徒に対する部分では、国および地方公共団体に対して、「教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置」「学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置」等を講ずるよう努めることが盛り込まれている。「いじめ防止対策推進法」においては、その基本的施策のなかに「学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと」としている。

2015年12月の「チームとしての学校のあり方と今後の改善方針について(答申)」(中央教育審議会)においては、学校や教職員が心理や福祉等の専門スタッフと連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であると提言されている。また、

2017年1月には、文部科学省「次世代の学校・地域創生プラン」が策定された。このプランによれば、専門性に基づくチーム体制の構築について「教員が、多様な専門性や経験を持った人材と協力して子供に指導できるようにするとともに、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の職務等を省令上明確化し、配置を充実する」としている。このように、子ども達の問題が困難化している現実を受け、「チーム学校」に代表されるように、子どもや子どもを取り巻く環境を多面的に深く理解し、その上で社会総がかりで子ども達やその家族を支援していくことが肝要であり、多職種が連携した教育相談機能の充実がますます重要であることが共通認識になったといえる。さらに、2016年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国を挙げて障害児者が安心して過ごせる共生社会実現へ向けて、合理的配慮等の義務付けがなされた。

これを踏まえ、「学校教育法施行規則」の一部を改正し(2017年4月1日施行)「スクールカウンセラーは、学校における児童の心理に関する支援に従事する」と同規則に職務内容を規定された。

一方で、インターネットの普及など高度情報化社会の進展により、学校等教育機関の存在価値そのものが変わってきたのではないかと指摘されることもある。即ち、知識や学業を習得する場は学校に限らず、多くの選択肢があるという議論である。しかしながら、子ども達が幼稚園や学校に通って集団生活を経験するのは、知識や情報を得るためだけではない。子どもがその後の人生を力強く生きていくために、様々な体験を通して教養をという役割が教育現場にはあると思われる。保育所や幼稚園、学校等においては、学問以外にも対人関係を含む社会的ルールを学び、自己コントロール力を身につけ、生涯にわたって重要となるコミュニケーション力など社会性が養われていく。家庭や地域の教育力が低下したと言われる昨今において、幼稚園や学校の果たす役割はますます大きくなっているように思われる。

1995年度に国の施策としてスクールカウンセラー(以下、SCと略す)が教育現場に導入されてから22年余が経ち、不登校やいじめ問題等に対応するとともに、事件・事故後の心のケアに資するようSC制度は進んできた。近年は、災害時や学校危機に際して心のケアを行うことが社会の共通認識になってきたといえる(石川, 2013)。また、SCは子どもたちの心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図ることも大きな目的としている。この流れのなかで、SCの配置拡大に伴い、カウンセラー自身の資質や経験に違いがみられ、学校における活用の仕方に大きな差が見られるなどの課題も指摘されている(文部科学省, 2009)。増田(2013)は、「SC

に何ができるのか、どこまでニーズや期待に応えることができるのか、その有り様が問われる時代になった。まさに、パラダイム転換である」「パラダイム転換を行うためには、SCが置かれている状況への危機感の共有、各SCおよび組織の意識改革、具体的活動変容が学校のニーズに合致しているかどうかという検証が求められる」と指摘する。伊藤(2013)は、「今やSC配置事業は“自明性”を獲得すると同時に“淘汰される時代”に入ったと言えるだろう。学校現場や社会からのニーズをつかみつつ、狭い“カウンセリング”の枠を超えた新しい専門性を有する職業としての覚悟と責任が、より一層求められている」と指摘している。

SCの専門性については、2017年1月に文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制作り～(報告)」が公表され、その中にSCのガイドライン(試案)が盛り込まれた。SC活動のスタンダードが模索されるなか、各SCが地域や学校状況に合わせながら活動を展開し、SCのあるべき姿がある程度整理されてきたよう思われる。また、SCは、基本的には学校現場に単身で派遣される場合が多く、バックアップ体制が必要であることから、1995年当初より「学校臨床心理士ワーキンググループ」(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・一般社団法人日本心理臨床学会、一般社団法人日本臨床心理士会の3団体による組織)が中心となって各県臨床心理士会に担当理事とコーディネーターを設置してSCの支援組織を構築するよう主導してきた。しかしながら、自治体によってSC数や臨床心理士会の規模も異なり、この支援体制は必ずしも均質とはいえないのが現実である。

本論では、SC導入からこれまでのSC活動事業の流れやSC配置状況の推移を概観し、その上で、各都道府県が実施しているバックアップ体制の実態の一端を明らかにする。また、SCはその名の通り学校に配置されるものであるが、幼小接続の重要性が国の施策として打ち出されるなか、乳幼児対象の保育カウンセラーの活動についても触れる。さらに、子ども理解を深め子どもやその家庭へのサポート体制の充実を促進するために、教育現場で教職員やSC及び外部機関など多職種が連携して対応した不登校事例を紹介し、子どもを中心においた「チーム支援」について考察する。これによって、今後のSCと協働した校内の教育相談体制のさらなる充実とチーム対応のあり方について心理臨床の立場から提言をすることを目的としている。

II 日本のスクールカウンセラー活用事業

1. SC活用事業の導入から現在までの流れ

1995年度に文部省（当時）は、急増する不登校やいじめ問題への対応として、全国の公立学校154校（小学校29校、中学校93校、高等学校32校）を対象にSCを配置する「文部省スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」（1995～2000）を国庫100%で開始した。初期の勤務形態は、年間35週、週2回、1回あたり4時間が原則であった。その後、2001年度からは事業費の一部を国が補助し自治体が主体的に運用する「文部科学省スクールカウンセラー活用事業補助」（国庫補助率2001年～2007年は1/2、2008年～2017年現在は1/3）へと発展し、中学校を中心に配置を拡大しながら、2015年度には全国22,373箇所への配置（計画）が確定した（図1）。

SCは、心理学に関する知識及び臨床経験を有する専門職であるとともに、児童生徒にとっては教員や保護者には知られたくない悩みや不安を安心して相談できる存在であること、教職員にとっては児童生徒やその保護者と教職員との間で外部性をもつ第三者としての架け橋的な仲介者の役割を果たす存在であることが、一定の評価を受け需要が増え続けたといえる。SCの学校における外部性について、松岡（2012）は、「外部性と内部性は、SCにとって両方が求められる」と説明している。

ただし、全国SCの勤務時間をみると、SC活用事業補助になってからは各都道府県の財政実情等に合わせた運用が求められ、県内全校へSC単独配置（各校に1名、1日8時間×35回）が実現した自治体がある一方で、巡回方式や拠点校方式の地域もある。勤務時間や回数は、1校に対して年間数回程度の派遣から、1日5時間×月1回程度、1日3時間×年間45回、1日6～8時間×年間35回など非常にさまざまな配置状況となっている（第46回「学校臨床心理士」担当理事・コーディネーター全国連絡会資料、2016）。

2016年度文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校保健統計調査（2017年3月27日公表）によると、各都道府県SC配置状況は表1の通りである。これまで国が重点的に配置を進めてきた中学校では、4時間以上定期配置の全国平均は69.3%で、4時間未満が16.9%、不定期配置が8.3%、「無」が5.5%であり、定期配置と不定期配置を合計すれば全体の94.5%にSC配置がなされている。中学校については、定期配置がかなり充実してきたといえる。それに対して、小学校へのSC配置については、4時間以上の定期配置が「ない」自治体が4県あり、さらに、4時間以上の定期配置が10%未満（0.4%～8.2%）の自治体が21箇所であった。短時間の定期配置や不定期配置によってカバーしている自治体が全国の半数以上であることがわかる。高等学校へのSC配置は、定期・不定

（箇所）

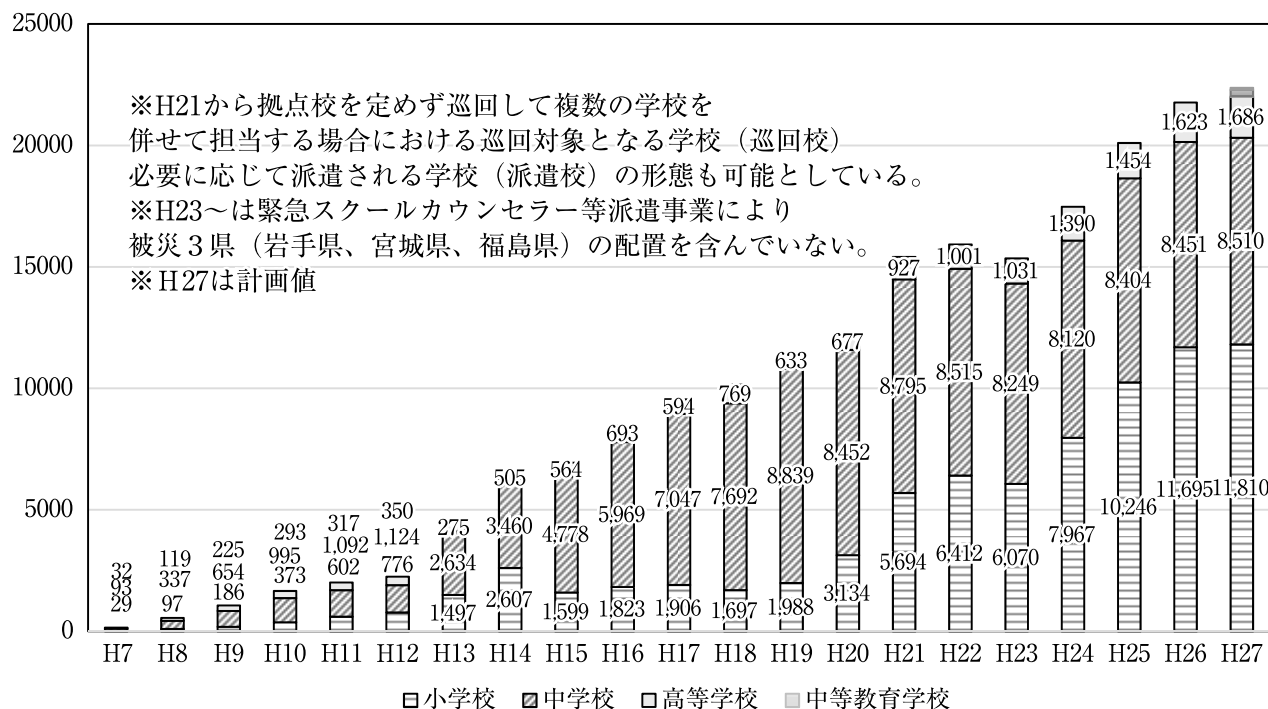


図1 SCについて（配置状況）

「学校における教育相談に関する資料 2015年12月17日 文部科学省初等中等教育局」より石川転記（一部省略）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf

期配置合計85%であり、4時間以上の定期配置が10%未満の自治体が10箇所であった。小学校に比べると配置がやや進んでいるように見受けられるが、いずれにしても県によって非常に配置状況にばらつきがあることがわかる。

この背景としては、各自治体の財政状況が最も大きな要因として考えられると同時に、県内に教育臨床領域の非常勤職で働こうとする心理職者の数が絶対的に少ないという実情もある。「チーム学校」の体制作りが進められる現在、安定的な人材確保のための待遇改善など、取り組むべき課題は多い。東京都では、2013年度にSC（臨床心理士ほぼ100%）の公立小・中・高等学校全校への配置が実現し、1日7時間45分、年間35回（2016年度より38回）という勤務条件であり、これは全国的にみればかなり突出した配置状況といえる。

2. スクールカウンセラーの任用資格と職務

2-1. SCの任用資格（SC等活用事業実施要領より 文部科学省初等中等教育局決定 平成29年4月1日一部改正）

【事業の趣旨】

SC等活用事業実施要領によれば、SC等活用事業の趣旨は次のように明記されている。

「公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関（以下「学校等」という。）に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。また、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、学校等（公立幼稚園を含む。）にスクールカウンセラー等を緊急配置する」

【SCの任用規程】

SC任用規定については、SC導入時（1995）の任用資格は以下の(1)の1～3であったが、途中で4が加わり、2009年度からは(2)の準ずる者も選考の対象となった。2009年度からは「準カウンセラー」が導入され、より多様な人材が学校現場に配置されることになった（村山、2011）。

(1) スクールカウンセラーの選考

次の各号のいずれかに該当する者から、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とする。

1. 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
2. 精神科医

3. 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
 4. 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- (2) スクールカウンセラーに準ずる者の選考
1. 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 2. 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
 3. 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 4. 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- ただし、前各号に掲げる者の任用は、地域や学校の実情を踏まえ、(1)に掲げる者の任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとする。

2-2. スクールカウンセラーの職務

【SCの主な業務】

SC導入当初より、以下の7点が主な業務として示されてきた。

- ① 児童生徒に対する相談・助言
- ② 保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）
- ③ 校内会議等への参加
- ④ 教職員や児童生徒への研修や講話
- ⑤ 相談者への心理的な見立てや対応
- ⑥ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ⑦ 事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

【SCガイドライン（試案）（文部科学省、2017）】

新しいSCガイドライン（試案）では、次の前文に続き、SCの職務についてかなり詳細に示されている。

「SCは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められる。また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する

表1 スクールカウンセラーの配置状況

区 分	小 学 校				中 学 校				高 等 学 校			
	有			無	有			無	有			無
	定期配置		不定期		定期配置		不定期		定期配置		不定期	
	週4時間以上	週4時間未満			週4時間以上	週4時間未満			週4時間以上	週4時間未満		
全 国	18.8	23.4	28.5	29.3	69.3	16.9	8.3	5.5	34.5	30.3	20.9	14.3
北海道	0.4	13.0	28.5	58.1	49.8	9.8	13.0	27.3	18.4	25.4	31.4	24.8
青 森	0.7	17.3	21.2	60.8	36.4	26.8	7.4	29.4	2.1	10.0	42.7	45.2
岩 手	23.2	5.8	23.6	47.4	94.9	1.9	3.1	—	7.8	57.5	28.5	6.2
宮 城	36.5	52.5	10.1	0.9	96.0	4.0	—	—	57.9	23.4	17.3	1.4
秋 田	—	3.6	25.8	70.6	20.6	33.5	28.7	17.2	2.8	49.5	45.6	2.1
山 形	—	10.1	27.9	62.0	40.1	10.6	8.3	41.0	5.8	60.6	19.0	14.5
福 島	13.5	10.7	27.2	48.6	59.7	16.5	14.7	9.1	34.1	33.5	30.0	2.4
茨 城	4.5	12.2	68.1	15.3	49.1	40.3	10.6	—	16.8	67.0	16.2	—
栃 木	5.5	38.8	50.1	5.6	46.5	45.5	7.9	—	9.3	29.5	30.1	31.2
群 馬	14.1	70.8	14.0	1.1	62.1	15.2	22.6	—	35.4	45.6	12.4	6.6
埼 玉	2.8	13.7	6.5	76.9	34.1	51.4	7.5	7.0	23.6	9.9	45.5	21.0
千 葉	19.1	8.0	13.4	59.5	98.8	1.2	—	—	71.2	4.4	2.0	22.4
東 京	97.6	1.1	1.3	—	94.7	1.4	—	3.8	95.8	2.4	—	1.8
神奈川	34.8	39.4	12.9	12.9	97.3	—	2.7	—	26.2	42.2	28.6	3.0
新 潟	2.5	20.8	50.8	25.8	27.6	51.6	18.8	2.0	15.0	8.8	43.8	32.4
富 山	23.2	27.0	8.2	41.5	83.5	15.3	1.2	—	23.4	30.5	46.1	—
石 川	14.2	65.5	0.7	19.6	63.4	34.7	—	2.0	33.0	27.9	2.9	36.3
福 井	17.8	47.2	19.6	15.4	90.1	—	9.9	—	7.9	7.9	—	84.2
山 梨	5.4	24.7	36.2	33.7	83.0	15.5	1.5	—	20.7	6.4	40.9	32.0
長 野	1.8	25.4	49.3	23.6	25.5	23.6	50.9	—	9.9	11.1	73.9	5.1
岐 阜	4.7	18.6	66.9	9.8	32.9	20.6	46.5	—	15.0	35.9	39.8	9.3
静 岡	12.3	42.3	45.4	—	73.0	17.6	7.4	1.9	14.9	50.1	20.1	14.9
愛 知	26.8	28.0	43.6	1.6	93.4	4.0	2.6	—	29.5	39.1	27.4	4.0
三 重	16.0	47.8	36.2	—	64.2	25.7	10.1	—	49.7	20.8	9.9	19.6
滋 賀	4.6	29.0	28.0	38.4	51.9	35.3	11.9	0.9	12.0	56.0	32.0	—
京 都	13.6	57.0	10.4	19.1	95.9	3.0	1.1	—	61.1	30.7	3.2	5.0
大 阪	26.1	19.2	25.8	28.9	87.1	8.1	—	4.8	24.5	44.7	28.4	2.4
兵 庫	31.1	6.8	56.2	5.9	97.6	1.2	1.2	—	23.3	53.9	17.5	5.3
奈 良	8.4	24.3	30.2	37.1	26.0	51.3	17.4	5.3	35.3	33.1	6.5	25.1
和歌山	8.2	28.5	12.1	51.3	56.7	23.7	8.8	10.8	56.3	27.3	—	16.3
鳥 取	6.3	56.5	32.3	4.9	65.5	21.1	13.4	—	66.9	33.1	—	—
島 根	3.8	45.6	23.0	27.6	48.6	37.6	13.9	—	6.4	52.3	22.1	19.1
岡 山	20.2	21.7	22.4	35.7	80.6	15.8	2.3	1.3	29.3	40.5	23.6	6.6
広 島	24.4	18.8	14.5	42.4	83.0	9.7	6.5	0.8	26.0	16.8	8.0	49.2
山 口	1.3	21.3	65.0	12.4	52.7	28.4	18.9	—	22.5	56.5	16.2	4.9
徳 島	2.0	38.5	59.5	—	100.0	—	—	—	8.3	—	16.2	75.4
香 川	5.3	54.5	40.2	—	87.0	8.9	1.3	2.8	69.0	15.5	8.3	7.1
愛 媛	2.0	4.9	9.0	84.0	48.6	10.6	4.5	36.3	43.9	11.3	5.4	39.5
高 知	26.4	59.7	10.7	3.3	89.4	5.9	4.0	0.8	89.9	4.3	—	5.8
福 岡	5.9	32.9	39.8	21.3	89.1	—	5.5	5.5	40.0	40.1	14.6	5.2
佐 賀	11.7	49.3	38.1	0.9	44.8	34.7	20.6	—	16.0	49.4	34.6	—
長 崎	6.4	12.1	5.0	76.5	77.6	19.6	—	2.8	58.2	14.8	14.8	12.3
熊 本	0.5	1.0	46.3	52.2	42.7	36.7	11.3	9.3	18.3	53.2	20.0	8.5
大 分	24.6	4.3	14.8	56.3	78.9	21.1	—	—	66.2	15.4	9.7	8.7
宮 崎	—	3.4	14.4	82.2	38.7	39.4	6.1	15.9	2.6	4.1	—	93.3
鹿 児 島	—	6.1	58.0	36.0	18.0	51.1	21.1	9.8	4.3	55.4	12.4	28.0
沖 縄	15.8	59.7	12.2	12.3	81.6	13.1	3.9	1.4	37.4	44.5	9.9	8.1

2017年3月27日公表（文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室）平成28年度学校保健統計調査（原表からSC配置状況を抜粋 石川）

心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要である。さらに、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要である。※アセスメント（見立て）：解決すべき問題や課題のある事例（事象）の本人、家族、地域や関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。個々の児童生徒のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人々の関係性のアセスメントを含め、多面的多層的に見立てることが必要である。」

〈SCの職務内容〉

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
 - ・相談室での相談活動
 - ・休み時間日常的な場面での声かけや相談活動（個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）
 - ・電話等による相談活動
- (2) 保護者への助言・援助
 - ・来校した保護者への相談活動
 - ・電話等による相談活動
 - ・保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動
- (3) 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助
 - ・児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関して、心理テスト、面接及び授業観察等による見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助
 - ・学級や学校全体における課題の把握のため、授業、学校行事への参加・観察、休憩時間や給食の時間を児童生徒と一緒に過ごすといった活動を通じ、学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態、学校の状況等を見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助

※個別の知能や発達に関する専門的な心理検査を実施する際には、児童生徒本人及びその保護者の了解が必要となることや医学的診断はできないことに留意する。
- (4) 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
 - ・事件・事故や自然災害の発生後等の緊急時には、全ての児童生徒や教職員等の学校全体を対象として、ストレス対処やリラクゼーションのプログラムを実施
 - ・全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づ

くりとして、集団に必要な取組や支援策を立案し、教職員に対する助言・援助を実施

- (5) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
 - ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめた児童生徒といじめられた児童生徒に対してカウンセリングだけでなく周囲の児童生徒に対しても面談を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援
 - ・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」一員として、同法に基づく対応を支援
 - ・不登校、問題行動、子供の貧困、虐待、自然災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の実施
 - (6) 教職員に対するコンサルテーション
 - ・児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
 - ・児童生徒への心理教育的活動の実施に関する助言・援助（プログラムコンサルテーション）
 - ・ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助

※ケース会議：事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。ケース会議では、SCは話し合いを促進する役割（ファシリテーター）を担い、教員が積極的に発言し、課題や解決策を発見していくプロセスを援助することが重要である。

※教職員に対する助言はSCにとって非常に重要な仕事である。そのため、SCが積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行える環境の形成が必要である。
 - (7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施
 - 日常的に児童生徒と接する教職員がカウンセリングに関する知識を習得し、心理面の問題に対処できるよう、校長の学校経営方針に基づき教員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修を行うことが望ましい。
- ### 3. 保育カウンセラーの活動状況
- 上記、SC制度の導入からの流れ、及びSC配置状況、SCの職務についてみてきた。SCは小学校、中学校、高等学校等に配置されるものであり、大学や短期大学、専門学校等高等教育機関においては学生相談員（室）、保育

所や幼稚園においては、保育カウンセラーの設置がある。近年、小1プロブレムなどの課題を背景に、幼保小接続の重要性が取り上げられる。幼保小接続の要点は、次の3点といえる。①義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培うことが必要である。②教育基本法・学校教育法において、幼稚園からはじまり大学に至るまで学校として体系的な位置づけがなされている。③「小1プロブレム」等の課題を踏まえ、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保することが重要である。

文部科学省は2006～2007年に東京都日野市をはじめ、千葉県千葉市、愛知県半田市、三重県鈴鹿市、広島県広島市、大分県大分市、宮崎県延岡市、全国7都市の指定地域で幼児教育支援センター事業を展開した。そのねらいは、「幼児教育を地域に開かれたものにしていくとともに、地域で幼児教育の振興のための取組を支援するため、市町村教育委員会等内に保育カウンセラー等の専門家からなる幼児教育サポートチームを設置し、地域の関係機関と連携を図り、域内の幼稚園等施設、家庭等を支援する体制の整備を目指す」というものであった。この動きは、臨床心理士等カウンセリング業務の専門家を指して「保育カウンセラー」という呼称が行政的にスタートしたと位置付けることができる。

また一方、全国私立保育園連盟が2005年より継続している「保育カウンセラー養成講座」は、1993年より養成していた「育児カウンセラー養成講座」を名称変更したもので、この保育カウンセラー養成講座は、保育者（保育士のみならず、保育にかかわるすべての人）が、保育カウンセリングの理論と技法を活かし、日常の保育、施設運営、子育て支援などの一層の充実を図ることを目的としている。当連盟は宿泊研修等を主催し、初級、中級、上級と3つのコースを設け、研修修了者は資格認定審査会の審査を受け、合格すると保育カウンセラーの資格を得ることができるシステムとなっている。

滝口（2017）によれば、以前から個々の園からの保育カウンセリングの依頼はあり、SCが周知されるようになり保育現場からの要望が増加し、京都・大阪府地域では菅野信夫氏らを中心とするキンダーカウンセラー活動、東京都日野市では坂上頼子氏・滝口俊子氏らによる保育カウンセラー制度等、各自治体でさまざまな派遣制度を採用ようになったと説明している。

馬見塚（2017）によると、京都府私立幼稚園連盟キンダーカウンセラー（KC）派遣事業では、2009年度に京都府臨床心理士会が当該連盟から受託し、覚書を取り交わした上で事業を開始している。このKC派遣事業では2009年度は75園が派遣を希望し、応募カウンセラー60数名の内、経験を優先した派遣決定をしながら展開し、1園当

たりの実施回数は3～8回（平均4回）であった。2014年度の希望園は67園であり、KCへの期待としては、幼稚園、カウンセラーともに発達支援と保護者支援が上位を占め、保育の質や関係機関連携、園内研修への期待が次に続いた。園からの評価としては、「カウンセラーの専門的な見方で園児の理解が深まった」「保育者が安心して園児にかかわれるようになり、園全体で子どもを理解しようとする姿勢ができた」「もっと具体的な助言がほしい」「新入園児の見立てを早い段階で教えてほしい」であった。

松浦（2017）によれば、財団主催の相談室が、東京都内の保育園巡回相談を年間3回実践している。巡回相談では事例に沿って保育観察とカンファレンスを行ない、保育者が主体的に子供を見立て、関わりを見つけやすくなる一助となるよう、また、保育者のエンパワメントを第一に心掛けて活動していると報告している。

保育カウンセラーの派遣や活動状況は各地域によってさまざまであり、自治体によっては療育センター等が園に出張相談に向く形態などもあり、必ずしも保育カウンセラーやキンダーカウンセラー等の名称で位置付けられている訳ではないが、保育者からの相談（園児のこと、保護者との関係、保育者自身のこと）、保護者からの相談（我が子のこと、子供と友だちとママ友との関係、きょうだい関係、家族や保護者自身のこと）、社会状況に合う保育の検討の要請（長時間保育、保育者の資質等）など、さまざまな相談に対して心理臨床学的な見立てや環境の見立てを行ない、必要に応じては専門機関を紹介するなど、その活動は大いに期待されている。

子どもたちや家庭の問題が複雑化・困難化しているなか、相談や支援事業においても幼保小の接続や連続性は非常に重要である。個人情報保護を尊重しながらも、子ども及び保護者を中心に置いて、保育者と小学校教員の連携、保育カウンセラーとSCとの連携によって支えを厚くしていくことは、子どもの利益に具体的ににつながるものと思われる。

Ⅲ 各都道府県におけるSCの採用状況とバックアップ体制

SCは、原則として学校等に単独で配置されることが多く、一人職場であるが故に相互研修・相互研鑽が不可欠であり、学校臨床心理士ワーキンググループ（前出）が各県に担当理事とコーディネーターを設置してSC支援体制作りをリードしてきたことは既述の通りである。各臨床心理士会は、SCの採用元である県教育委員会と連携を図りながら支援体制作りを進めている場合が多い。具体的には、教育委員会等は年間数回のSC連絡会を行ない服

務事項や期待されるSC活動について説明をする場合が多く、SCのためのスキルアップ研修やコーディネーターによる個別相談などは職能団体である臨床心理士会が担う場合が多い。また、自治体によっては、行政側がSCのなかにスーパーバイザー(以下、SVと略す)を指名して、初任のSCが助言を受けられるようSVが定期訪問相談を行なっている地域もある。各県によってSC数や配置状況には格差があり、これらのバックアップ体制についてもその有り様はさまざまである。

そこで筆者らは、日本臨床心理士会教育領域委員会として、各県のSCバックアップ組織の有無とその内容、また、2011年の東日本大震災時には全国から緊急支援SCが数千名被災県に派遣されたことから、災害時の緊急SCへのサポート体制があるか否かについてアンケート調査を行った。調査時期は2015年12月で、調査方法は電子媒体を利用した。調査対象は各県臨床心理士会のSC担当者とし、全47都道府県臨床心理士会から回答を得ることができた。

【アンケート調査結果】

まず、都道府県採用SCの内、臨床心理士(CPと表記: Clinical Psychologist)の割合は全国平均で73.2%であり、非臨床心理士の割合(平均)は27.4%であった。臨床心理士がほぼ100%の都道府県は8県で、秋田県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、山口県、福岡県であった。続いて、90~99%が7県、80~89%が3県、70~79%が8県、60~69%が11県、50~59%が7県、50%未満が4県であった(図2)。

SC支援組織については、2県を除いた95.6%が「ある」と回答しており、そのほとんどが臨床心理士会内に教育領域(学校臨床)委員会を組織し、研修等を企画運営(95.7%)していることがわかった。支援組織が「とくにない」と回答した2県は、「今後検討していきたい」「SCが少ないことや臨床心理士の割合が少ない(50.4%)」ことを理由として挙げていた。また、支援組織はあるが研修は実施していない県が1県あった。

研修会開催以外のサポート内容については、自由記述で次のような回答21件を得た。○教育委員会との連携(4県) ○緊急時連絡網・メーリングリスト・ホームページの整備を含む情報共有・相互支援(3県) ○SCによる児童生徒全員面接に関わるアンケートの実施とまとめ・発表等、交流(地域会などで相互支援相互研鑽) ○年間活動報告書の発行、コーディネーターチームによる会員支援、アドバイザーチームによるSC事例相談会の実施、ホームページでの諸情報の紹介等。○学校緊急支援対応(2県) ○困ったときや、緊急支援時のためのネットワーク作り ○サポート体制、SV別別活動による相互研鑽 ○地区別のスモールグループがあり、定期的な情報交換や事例検討。○SC欠員後任を探す。○グループスーパーヴィジョン ○初任者及び2年目のSCへのスーパーヴィジョンの義務付けとSVの推薦と紹介、若いSCの指導養成体制を整えている。○コーディネーターがSC勤務上の困りごとの相談を受ける、等。

また、災害時の緊急派遣SCへのバックアップ体制については次のような回答を得た(自由記述)。○学校緊急支援に入るスクールカウンセラー(SC)のためのマニュアルを作成し全会員に配布している。○臨床心理士会組織に危機管理センターを設立し活動している。○SCの配置を決定する際に、緊急支援対応のSCも同時に選任している。○学校緊急支援については、各教育事務所にSCのためのSVを配置している。○学校緊急支援のために教育相談センターアドバイザースタッフ制度がある。○県義務教育課に3名、高等学校教育課に2名のSCのためのSVが採用されている。○県士会において東日本大震災支援部会を設立した。○緊急支援時のSC派遣システムができています。また、いじめ防止対策推進法の施行を受けて、いじめ調査委員会等でSCが適切な活動ができるように研修体制を整えるプロジェクトチームを立ち上げた。

【アンケートからみられる傾向と今後の検討事項】

アンケートの結果をまとめるとともに、今後の課題として考察した点は次の通りである。

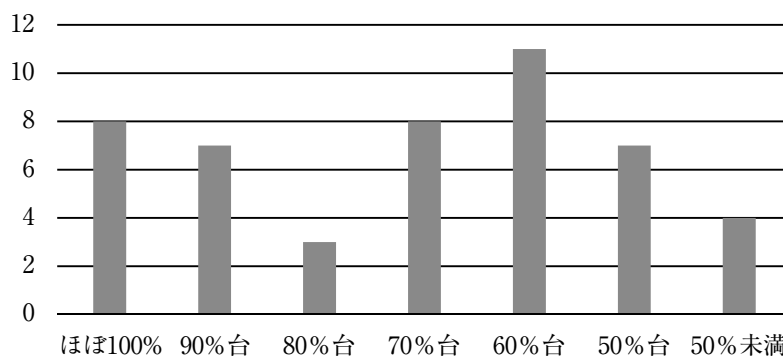


図2 都道府県採用SCの臨床心理士の割合(単位県)

- ・日頃のSCバックアップ体制や研修体制については、メーリングリストやホームページを活用して情報共有を進めている県が複数あった。また、SC人数の多い県や県土の広い所では、地区別会を組織して相互支援を実現している。SVに関しては、行政主導で指名し教育事務所等に配置している自治体や、スーパーヴィジョンを受けることが義務付けられている県もある。
- ・緊急支援におけるバックアップ体制については、各県ではさまざまな取り組みが行われていることがわかった。しかしながら、組織名称や構成が都道府県によって異なるため、他県からはその組織の中身が見えにくく緊急時に横の連携が図りにくい可能性がある。連携しやすい組織づくりの検討が必要と思われる。また、各臨床心理士会に緊急支援（いじめ問題への対応を含む）を目的とした担当部署を位置づけることが必要と思われる。その上で担当者連絡会などを定例化し、災害有事には県を越えて足並みの揃った支援活動やバックアップができることが理想的である。そのためには、心理職のための緊急支援マニュアルを作成し共有する必要があると思われる。
- ・各地域によって財政含め事情はさまざま異なるが、種々の取り組みや事例を集約する意味で、このアンケートは有効であったと思われる。この結果については、2016年3月日本臨床心理士資格認定協会主催全国学校臨床心理士担当理事・コーディネーター連絡会にて発表しフィードバックを行った。

IV 事例（匿名性に配慮して事例を記述した）

中学2年生 女子（14歳）

主 訴：不登校 さまざまなことが気になり学校に行かれない。

既往歴：特になし

家族：母（就労）、兄（高校生）、本人。

生育歴：両親は本人が小学校低学年時に離婚。学業成績は中程度。遅刻や欠席はなく宿題等も遅れずに提出していた。中学では運動部に所属し活動していた。中1時に一律に実施した心理テストでは「自己肯定感が低い、被害妄想が強い」という結果であった。親しい友人はB子ら2人。中学2年1学期に登校渋りから不登校状態になった。

支援目標：校内教育相談部会で協議した支援目標は次の4点であった。1) 本人の思いや希望を理解し尊重しながら成長を支援する。2) 教育センター等と連携しながら、A子への理解を深め、本人への接触や面談が成立するよう方策を模索する。3) 保護者との連携を絶や

さず環境調整を図る。4) 関係教職員間（担任、管理職、養護教諭、SC、SSW等）で情報をつねに共有しながら進める。

面談及び支援過程：

第1期：保健室利用が増え、その後引きこもり状態となる。

〈本人の様子〉 5月、運動会の練習時にA子は急に大泣きをした。保健室で休ませ、養護教諭が話しかけるもほぼ返答がない状態だった。その頃から「走ると脇腹が痛くなる」などの理由で運動会の練習は見学し、運動会当日も体調不良で欠席した。その頃から保健室利用が増え、そこでは「仲の良かった子が他の子と話しているのを見るとイライラする」「嫌なことを言う人がいる」などと発言している。その数日後、「ベッドから起きようとしな。登校の支度もせず困った」と母親から連絡が入り、その日から不登校状態になった。

〈校内の対応〉 校内で教育相談部会を開催し情報共有とともに対応を協議した。部会のメンバーは、管理職・生活指導主任・学年主任・学級担任・養護教諭・SC。そこで共有されたことは次の内容であった。現クラスは女子のグループ間に対立があり雰囲気が良いとは言えず、全体指導で仲間関係について考えさせる必要がある。担任は母親の了解を得て、すでに何回か家庭訪問を実施しているがA子には会えない状況が続いている。SCはA子宛に手紙を書いてアプローチを図るとともに、母親面談を早急に実施しこれまでの状況を詳しく把握する必要がある。B子らがプリントを届けるもA子は出てこないで、友人からのアプローチは少し時間を空けた方が良いのではないか。

〈SCの対応〉 担任が母親をSCに紹介し、初回面談が成立した。母親は、最近のA子是不機嫌で肝心なことを何も話してくれずどのように関わってよいかわからないこと。また、初めての女の子の子育てで母親としてどう振舞って良いのか時々わからなくなる。早朝に出勤するために日中のA子の行動がわからない。A子は髪を切るといつも気に入らず騒ぐが、今回はかなり落ち込んでおりその翌日から欠席が増えたことなどの話が出た。

第2期：家庭外へ少しずつ出ようとする（外部機関との連携）。

〈外部機関連携〉 当該地域には教育センターの巡回相談員やSSWが定期的に巡回相談を実施するシステムがあり、その際にA子のことが話題になった。来校したSSWは、A子家族を以前から知っており、連絡がつけば家庭訪問を行なうことが可能であることがわかった。そこで校長は、SSWに対してA子宅を訪問してぜひ様子を見てほしいと依頼した。その1か月後に家庭訪問が実現し、SSWが本人と会って話ができて、高校進学への希望

が強いことがわかった。そこで、教育支援センター（適応指導教室）に通い勉強した方が良いのではないかと誘い出したが、教育支援センターに行くには交通機関を2回乗り換える必要があり、「通えそうにないし、学校の方がいい」とA子は言い始めた。不登校になってから半年以上経ったある日、SSWとともにA子は来校し久しぶりに養護教諭や担任教諭と会った。

〈SCの対応〉 A子が久しぶりに来校する数週間前に、B子がSCに、「A子は同級生の男子から何度か呼ばれたあだ名のことで大泣きしたことがある」と話してくれた。SCは、この体験はA子の心を深く傷つけ、クラスの女子の雰囲気あまり良くないなかで抛り所が見つからなくなったのではないかと、A子の気持ちを想像した。

第3期：相談室登校のなかで思いを語り始める。

〈SCの対応（相談室登校）〉 SSWに伴われて登校した2週間後、担任の紹介でA子とSCの面談が成立した。面談では、A子は最初からよく喋りSCからの手紙は読んでいたと話した。家庭での生活については、母親が忙しいので家事の分担があり、それに時間がかかってイライラして泣くこともあることや、家庭の経済が気になり、親に遠慮してしまうなど様々な話を聞かせてくれた。SCの勤務日に相談室に毎週来るよう誘うと、できるだけ来るようにすると約束した。3学期の職場体験には参加したいが、いろいろ気になって不安だと揺れる思いを語った。その中でも高校への進学希望は強く、この半年間全く勉強をしていないので、何から手をつければいいのかわからないなどの話が出た。そこで担任教諭と相談し、まずは復習ということで漢字プリントからやってみようという話でまとまる。

この後、相談室に来室した時は上記のようによく喋って昼まで過ごして下校したが、来室は順調には続かず、気分が落ち込み登校できないこともあった。それでも相談室登校に徐々に慣れたようで、2ヶ月経った頃から給食を相談室で一緒に食べることになった。

〈教員の対応〉 母親とは、連絡ノートを通して細やかな連携を図ることにした。相談室登校をした折には必ず担任がA子に会って配布物を渡す他、学習への不安などを聞くことを続けた。また、他の生徒たちと同様、毎日3行日記を書くことになった。

第4期：高校進学に向け動き始める。

〈教員の対応〉 学習支援員の活用が可能となり、A子の相談室登校を支援することになった。これによってSCの勤務日以外でも週2～3回の対応が可能となった。校内では定期考査の別室受験が認められ、教員は数教科でもチャレンジするよう促した。この他、高校見学の方法や申し込み方法などをA子に細かく助言した。

〈SCの対応〉 高校受験への不安を聞きながら、高校見学

や文化祭見学などの準備について話し合った。定期考査については結果が返却されると、「前は平均点くらい取れていたのに」と点数を見て悔しがったので、また少しずつ頑張ろうと励ました。高校への出願書類の準備に取り掛かる前に、書くことに慣れるためSCと二人でスクイグルや1行りレー作文、美術科の課題などに取り組んだ。支援学生とSC間の連絡ファイルを作り、その日に行った活動を記録し、次に行うプリントなどを共有した。また、A子は予定していた家事手伝いが終わらずに登校前に時折気分が強く落ち込み動けなくなる日があり、支援学生が家まで迎えに行くこともあった。また、家で一人では勉強ができないというので、少しずつ取り組めるよう宿題を明示化した。美術科の作品は、年度末の学習発表会に展示するという目的のもと取り組んだ。保護者面談を継続し、A子への具体的な協力（高校見学への付き添い、家事手伝いの件など）について話し合った。

〈他機関連携〉 月1回程度、SSWは本人との面談を継続した。その目的は、主に相談室登校の振り返りであった。担任教諭、養護教諭及びSCは、SSWと折に触れ情報交換を行い支援の方向性の一致を確認し合った。

第5期：卒業に向けクラス行事に参加し、卒業式出席を経て卒業へ

〈本人の様子〉 高校入試のための学校見学、面接練習や出願書類の準備などは教員やSCの支えを得て進み、本番の入試を経て志望校に無事合格した。その後、卒業遠足への参加を希望し、班分けの配慮など周囲の理解を得て果たすことができた。また、友人の協力を得て卒業式には事前練習から参加し、卒業を経て高校へ入学した。

〈SCの対応〉 高校受験の準備を進めるなかで、A子は時折不安を強め泣き出すこともあった。養護教諭やSC、支援学生が家まで迎えに行き、気持ちを聞きながら面接、志願理由の書き方、卒業遠足の班分けなど1つずつ不安材料が減るよう寄り添った。最後の卒業遠足から帰るとA子の発言は変わり始め、「これまでの友人関係にこだわらず、高校に入ったら新しい友達を作りアルバイトもしたい」「嫌だった人のことはあまり気にならなくなった」と少しずつ気持ちの広がりを語った。

事例のまとめと考察：

A子は時折情緒的に不安定になり、家や学校でも泣くことが多かった。友人間の葛藤、家庭内での葛藤について蓄積された思いを語り、これらを乗り越えるには一定の引きこもる時間が必要だったのかもしれない。友人関係の辛さを語るも、「いやなことを言われた」という以外、その内容について明言することはなかった。本人にとって、級友から言われたというあだ名は、非常に辛い体験だったことが推測される。しかしながら、徐々に友人等への見方が広がり、「嫌だったことはあまり気にならなく

なった」「高校に入ったら新しい友達を見つけたい」と話し成長が見られた。家庭環境については、母親に感謝しつつも複雑な感情があることを時折吐露した。保護者にはSC面談等を通して具体的な対応を助言し、この間を通して親子の関係性が改善したように思われる。高校進学においては本人の意思を尊重し、教員や心理、福祉が丸となって支援したことは、本人をエンパワーすることにつながったのではないかと思う。卒業時、SCが受け取ったA子からの手紙には感謝の言葉が書いてあった。SCは、本人と担任、本人と保護者、担任と保護者との関係性がより円滑になるよう日々の活動の中で心掛けた。

V まとめと今後に向けて

- 1) SCの配置(箇所)数は確実に増えたが、その勤務形態は、年間数回程度の配置に留まる地域や、拠点校、巡回式方式の地域もあり、十分な配置が進んでいるとは言いがたい。これは、地方財政の問題が大きいと思われるが、全校への週1回の単独配置を実現したいところである。臨床心理士の人数については、日本臨床心理士資格認定協会提供のデータ(2017)によると、多いところでは、東京都5,593人、神奈川県2,498人、大阪府2,092人、愛知県1,783人、兵庫県1,660人であり、少ないところでは、150人未満の県が11県あり2極化の傾向がある。
2015年9月に心理職の国家資格化である「公認心理師法案」が成立し公布され、2018年には公認心理師が誕生する見通しになった。任用規定にもよるが、心理職の裾野が広がることで、SCの人員不足の課題をもつ地域においても一定の配置改善が期待できるようなと思う。しかしながら、人数が増えればSCの資質や経験に違いが顕在化することは避け難く、研修の充実やバックアップ体制の充実も並行して行われる必要がある。
- 2) SCのバックアップ体制については、95%の県臨床心理士会が学校臨床及び教育臨床に関わる専門委員会を組織し、研修会等を実施していることがわかった。ただし、なかには支援組織がない地域もあり相互支援や相互研鑽が実現していない地域もある。また、数値からは見えないことだが、筆者のこれまでの聞き取りのなかでは、県土が広いために研修会会場まで移動するのに数時間もかかり、研修会参加は実際には難しいことがあるという意見も聞いた。このようリスクをカバーするためには、研修をネット配信するなど、さらに工夫が求められる。また、SCガイドラインに沿った活動を具現化するためには、相応の研鑽と実力が求められる。そのスキルアップを計画的に進めるには、全国各地で均質の研修を展開することが喫緊の課題であると思われる。また、災害時の緊急SC派遣のバックアップのためには、各県に同じ名称の組織、例えば「災害支援本部」などを常設し、日頃から連絡が取り合えるようなネットワーク作りが必要であると思う。
- 3) 保育カウンセラーについては、園の民営化、企業立保育園の誕生、認定こども園の誕生など、保育の質がますます問われる時代になった。子ども達の問題が複雑化・困難化するなか、保護者支援や保育者支援を視野に入れた保育カウンセラーなど、第三者によるサポートやコンサルテーションが大いに活用される必要がある。この事業は、各自自治体を挙げて推進する必要があると思われる。
- 4) SCのSVシステムについては、地域によって形が異なる。教育委員会が予算化しSV制度を構築しているケースもあるが、各臨床心理士会が相互支援の形で行っている地域が多い。SCは原則一人職場であり、教育現場において待ったなしの対応と判断が求められる。事例検討を通してSC活動の振り返りを行ない、とくに困難事例においてはSVやグループSVなどを活用しながら知恵を出し合う必要がある。SV制度への教育行政による予算化が進むことを希望する。
- 5) 教育関係者や対人援助職は、近年成立した子どもに関わる複数の法律をよく理解し、支援に当たる必要がある。とくに、いじめ問題に対応に当たっては、学校内に学校いじめ対策委員会を設置し、担任が抱え込むことなく組織的な対応を行なうことが求められている。また、いじめの重大事態にあつては速やかに調査が行われることが求められる(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」, 2017)。また、これまでどちらかというタブー視されてきた自殺予防教育も、子供たちは報道等を通して世の中に自殺があることはすでに知っており、避けるよりもむしろ教育現場でも積極的に行なわれる必要がある。
- 6) 教育現場における多職種が連携したチーム対応は非常に重要であり、担任教諭が一人で抱え込むことなくチームで対応することにより、子ども自身の思いや子どもの置かれている環境及び状況を多面的・多角的に理解し、多層的な支援が可能となる。個人情報保護に留意しながらも、関係する教職員や心理・福祉の専門家、及び関係機関が必要な情報を共有し、的確な行動連携を図ることが重要である。その際に、基礎的な情報やこれまで行われてきた支援、今後の目標や役割分担を共有するためには、例えば、文部科学省不登校に関わる調査協力者会議が2016年に提案した「児童理解・支援シート」(試案)(文部科学省、2016)など支援シートの活用が有効ではないかと思う。「不登校」と一言で言ってもその実態や背景は一人ずつ違い、欠席状

況なども様相が異なる。このことを十分に踏まえ、子ども理解を深め教育相談の充実を図るために多職種が協働し合って丁寧にアセスメントが施すことが不可欠であり、それに基づいてPDCAサイクルによる支援を行なうことが教育相談体制充実の基本となると思われる。

【謝辞】

今回のアンケート調査に協力してくださった皆様、そして、日頃のSC活動に於いてたくさんの方を教えてくださった児童・生徒、保護者及び教職員の皆様に心より感謝申し上げます。

【引用・参考文献】

1. 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29(2017)年3月 文部科学省
2. 石川悦子 (2013)「スクールカウンセリングのスキルアップとフォローアップ」対人援助職の必須知識スクールカウンセリングを知る 臨床心理学第13巻第5号(増田健太郎・石川悦子編)
3. 石川悦子 (2013)「はじめに—学校という場を生かすために」『学校が求めるスクールカウンセラー～アセスメント』村瀬嘉代子監修、東京学校臨床心理研究会編、遠見書房
4. 伊藤美奈子 (2000)「学校側から見た学校臨床心理士(スクールカウンセラー)活動の評価—全国アンケート調査の結果報告」臨床心理士報、11、21-42. 財団法人日本臨床心理士資格認定協会
5. 伊藤美奈子 (2002)『スクールカウンセラーの仕事』岩波書店
6. 伊藤美奈子 (2013)「スクールカウンセリングの新たなパラダイム」対人援助職の必須知識スクールカウンセリングを知る 臨床心理学第13巻第5号(増田健太郎・石川悦子編)
7. 「学校における教育相談に関する資料」平成27(2016)年12月17日文部科学省初等中等教育局児童生徒課
file:///C:/Users/eishi_000/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/183W7KB0/1366025_07_1%20(1).pdf
8. 「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—(報告)2 スクールカウンセラーについて」(2009)文部科学省教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成21年3月
9. 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(2017)文部科学省教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月
10. 滝口俊子 (2017)「保育心理臨床の現状と課題」第9回保育心理臨床研修会資料より(平成29年2月19日)一般社団法人日本臨床心理士会
11. 滝口俊子 (2015)『子育て支援のための保育カウンセリング』ミネルヴァ書房
12. 第46回「学校臨床心理士」担当理事・コーディネーター全国連絡会資料(2016)平成28年3月26日
13. 東京学校臨床心理研究会活動報告書(2016)一般社団法人東京臨床心理士会学校臨床委員会(委員長石川悦子)
14. 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(2016)平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議 別添 児童生徒理解・教育支援シート(試案)
15. 馬見塚珠生 (2017)「京都府におけるキダーカウンセラーのこれまでといま」第9回保育心理臨床研修会資料より(平成29年2月19日)一般社団法人日本臨床心理士会
16. 本間友己・村山正治・森岡正芳編 (2011)「最近の研究成果」『スクールカウンセラー事業の展開』『スクールカウンセリング—経験知・実践知とローカリティ』金剛出版
17. 増田健太郎 (2013)「学校臨床の現状とスクールカウンセリングの新しい展開に向けて」対人援助職の必須知識「スクールカウンセリングを知る」臨床心理学第13巻第5号 金剛出版 増田健太郎・石川悦子編
18. 松岡靖子 (2013)「スクールカウンセラーに求められる教員との連携—学校内心理危機に対応するために—」名古屋大学博士論文(甲第10339号)公開論文
19. 松浦麻美子 (2017)「保育心理臨床の実際」第9回保育心理臨床研修会資料より(平成29年2月19日)一般社団法人日本臨床心理士会
20. 文部科学省 生涯学習政策局政策課調査統計企画室 平成28年度学校保健統計調査(2017年3月27日公表)